

TOP NEWS

社員旅行に行ってきました！

今時、社員旅行!?!と思われるのですが、リフレッシュ、パワーチャージを目的に各事務所が企画しました。社員旅行を通して、仕事以外の話題が生まれるなど、社員同士の仲が深まり、コミュニケーションが活発になりました。

【社労士法人】箱根

- ・完全に任意参加での実施
- ・従来の行程固定の社員旅行ではなく現地集合、現地解散、食事以外の時間は自由に過ごす行程とし、リトリートを重視



【税理士法人】ハワイ

- ・ハワイの会計事務所や不動産を見学、ハワイ国際映画祭へ参加し普段は体験することのない現地ならではの学びのある旅に!
- ・フリータイムはイベント参加組と個人でゆっくり過ごす組で自由に行動



TOPICS

出産育児一時金 50万へ増額

出産費用が年々増加する中で出産にかかる経済的負担を軽減し、平均的な準備費用を賄えるようにする等の観点から、2023年4月1日から出産育児一時金の支給額が50万円に増額されました。

	産科医療補償制度の 加算対象の病院での 出産の場合	産科医療補償制度の 加算対象外の病院での 出産の場合
2023年3月まで	一児につき 420,000円	408,000円
2023年4月1日より	一児につき 500,000円	488,000円

※産科医療補償制度とは、出生した子が脳性まひであり、一定の障害状態となった場合の補償制度で、分娩を取り扱う医療機関等が加入します

対象となるのは4月1日以降に産まれた子に係る出産費用です。直接払い制度を利用するケースが多く、会社から出産育児一時金の手続きを申請することは少なくなりましたが出産に際し利用できる制度等の情報提供は従業員とのコミュニケーションにおいて大変重要です。概要をおさえ、案内できるようにしておくことが望ましいでしょう。

社長！経営者保証を外しませんか

2023年4月より金融機関は、経営者保証を伴う融資について、金融庁への説明義務が求められます。

つまり経営者の個人保証がない融資を受けやすくなる可能性が広がるので、ポイントを確認します。

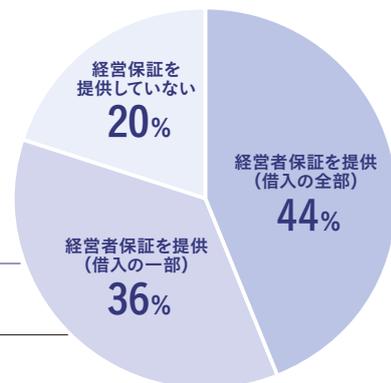
保証解除のためのポイント

- ① 経営の透明性 …… 金融機関が決算書を定期的に確認できる
- ② 法人・個人の分離 …… 社長貸付がない
- ③ 財務基盤の強化 …… 2期連続赤字でない、債務超過でない

現在、民間金融機関の融資のうち約7割に経営者保証がついています。これから借入をする方、現在の借入の保証を外したい場合は、ご相談お待ちしております。

経営者保証の提供状況 (2020年度)

(出所)「経営者保証に関するガイドライン」周知・普及事業事業報告書



相続税の問題どころではない「これからの大変な相続」

昨年末、税理士法人アーク&パートナーズの税理士メンバーで執筆した「日経マネー 相続事業承継特集」の中から、「これから増えていく大変な相続」を紹介したいと思います。

●おひとり様相続

「自分には相続人がいない」ケースをさし、「自分がお世話になった施設」や「母校」への寄付が増えている。それには遺言を書かないと、実現せず最終的に国の財産となってしまう。

●ワンちゃん相続

ペットと共に生活する一人暮らしの高齢者が、自分の死後のペットの面倒を見てもらう準備が必要。ペットの面倒を見てくれる人や組織に「財産と面倒を見る義務をセットで残す」方法としては、負担付遺贈や死後事務委託、ペット信託などがある。

●バツイチ相続

前夫や前婦に子供がいた場合には家族関係が複雑になる。結婚により配偶者は莫大な財産を相続することにもなる。再婚相手の連れ子には相続権がないため、養子にするか遺言が必要になる。前妻の子VS後妻とならぬよう、遺言信託などの活用も要検討。

●老老相続

人生100年時代に入し、障害や認知症により意志判断能力がなくなるリスクが増大。認知症対策として後見人を選任すればすべて解決するかというとそうではなく、自分の意思を民事信託にて実現する方法も最近増えてきた。

●借金相続

「借金は放棄すればいい」とはよく聞かすが、放棄しても借金は消えるわけではない。次の順位

(子、親、兄弟の順番)に先送りされるだけ。また連帯保証など目に見えない債務も相続されてしまうため、あらかじめ負の財産にたいしても家族が把握しておくことが重要。

●デジタル相続

ネット社会に突入した現在、ID、パスワードがすべてとなり、突然の相続の場合には遺族も対応できないケースが増える。手続きをしない限り、暗号資産などの運用が続き、莫大な損失を被ることもある。家族との情報共有(または定期的な削除)が重要となる。



税理士法人
代表・税理士
内藤 克

相続土地国庫帰属制度

所有者不明土地の発生を予防する方策として、「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が2023年4月27日に施行されます。

以前より、私自身が相続案件を扱っている場合に、依頼者から「相続物件を国や市区町村に寄付したい」という声はよく聞いていました。その時に、どの市区町村に確認しても「寄付は受けられない」との紋切型の回答しかありませんでした。

このように土地利用のニーズが低下して、土地所有に対する負担感を感じていて、土地を手放したいと考える人が増加しています。

そこで、この法律では相続又は遺贈(相続人に対する遺贈に限る)により取得した土地を手放して、国庫に帰属させることができる制度が創設さ

れました。

ただし、この制度を利用する場合、国がその土地管理コストを担うため、一定の要件を設定し、法務大臣が要件について審査することとされています。

●要件

- ①建物や通常の管理又は処分を阻害する工作物等がある土地
- ②土壤汚染や埋設物がある土地
- ③崖がある土地
- ④権利関係に争いがある土地
- ⑤担保権等が設定されている土地
- ⑥通路など他人によって使用される土地

これらの要件に該当しない土地を相続等で取得した者は、法務大臣(法務局)に対して承認申請をすることができ、法務大臣(法務局)による要件審査ののちに承認されることとなります。

●負担金

承認された場合、土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して算出した10年分の土地管理費相当額の負担金を納付して、国庫に帰属することになります。現状の国有地の標準的な管理費用(10年分)は、粗放的な管理で足りる原野で約20万円、市街地の宅地(200㎡)で約80万円とされています。

●対象範囲

この法律の施行後に相続等で取得した土地だけでなく、施行前に相続等によって取得した土地についても、本制度の対象となりますので幅広く利用することができると思います。



司法書士事務所
司法書士
西田 誠

「健康経営」への第一歩!

表紙でご紹介した通り、社労士法人では3月第1週金曜日を「リラクゼーションデー」と称し、1泊2日の「リフレッシュ・パワーチャージの旅」を企画しました。日常を離れる環境(施設)と時間(有休奨励)のみを会社で提供し、個々が思い思いに過ごしてパワーチャージしてもらうことが目的です。そのため、朝夕の食事のみ共に過ごすということだけを決め、集合・解散時間も自由、スケジュールを一切設けないという行程にしました。

●なぜ、この企画が生まれたか

コロナ禍3年目となった2022年、社労士法人内では体調を崩して欠勤・遅刻をする社員がパラパラと見受けられるようになっていました。リモートワークの増加によるコミュニケーション不足、ストレス発散の機会喪失、先行き不安な世

情、知らず知らずのうちに、閉塞感や疲労感が蓄積されてしまっていたのだと思います。もちろん新しい人材の確保も重要ではありますが、今いるスタッフが健康で生き生きと働くことの方が遥かに重要だと痛感しました。これまでは人材育成にばかり目を向けていましたが、そもそも健康でなければ成長は望めない、「健康経営」に取り組んでいく必要があると感じました。その第一歩が今回の企画です。

●注目される「健康経営」

近年、コロナ禍を契機に「健康経営」に注力する企業が増えています。「健康経営」とは、従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することです。企業理念に基づき、従業員への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性向上等の組織活性化をもたらす、結果的に業績向上につながると期待されています。

経済産業省も優れた取り組みをしている企業には、「健康経営優良法人」として認定するなど強く後押ししています。

今年は、社労士法人スタッフの「ストレス」をいかに緩和できるかということをテーマに、今後も企画を計画していく予定です。「人材」が資本である私たち社労士法人にとっては、経営の戦略となり得るものと捉えて、「健康経営」に積極的に取り組みたいと思っています。



社会保険労務士法人
代表・社労士
戸澤 摂子

[編集発行]



〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館11階

税理士法人 TEL:03-6551-2535/FAX:03-6551-2534

社労士法人 TEL:03-6551-2540/FAX:03-6551-2541

司法書士事務所 TEL:03-6551-2533/FAX:03-6551-2534

<http://s-arc.com/>